

## 平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)募集要項

### 1. 趣旨

留学生交流支援制度(短期受入れ)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校第4年次以上(専攻科含む)(以下「大学等」という。)が、諸外国の学校等(大学、大学院、短期大学又は高等専門学校に相当する諸外国の学校をいう。)と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の学校等から短期間留学生を受入れる場合に、当該留学生を支援することにより、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

### 2. 定義

この要項において「短期留学生」とは、我が国の大学等(以下「受入れ大学等」という。)が、諸外国の学校等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の学校等(以下「在籍大学等」という。)に在籍したまま、3か月以上1年以内の期間受入れる留学生で、本制度により受入れ校での教育・研究に対する支援を受ける者をいう。

### 3. 支援の対象となる受入れ計画

支援の対象となる受入れ計画は、明確な管理・責任体制の下で実施されるもので、短期留学生の募集・選考基準及び教育・指導体制が確立されていること。

### 4. 支援の対象者

我が国と国交のある国の国籍を有する者。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とならない。

### 5. 支援枠及び支援予定人数

(1) 支 援 枠: 各大学等における短期留学生受入れ計画及び実績を踏まえた支援を行う「大学推薦枠」、各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムにより受入れる者の支援を行う「プログラム枠」を募集する。

(2) 支援予定人数: 未定(本事業の実施は、平成24年度予算の成立状況により決定される。)

参考) 平成24年度概算要求人数: 1,440名

平成23年度割当実績: 1,460名(一次募集)

(内訳) 大学推薦枠851名、プログラム枠609名

### 6. 支援の内容(平成24年度予算の成立状況により変更となる場合がある。)

奨学金 月額8万円

### 7. 渡日時期

短期留学生は、平成24年4月1日から平成25年3月15日までの間に渡日するものとする。

### 8. 短期留学生候補者の資格及び条件

短期留学生候補者(以下「候補者」という。)の推薦にあたっては、在籍大学等の正規の課程に在籍する学生で、次の(1)～(8)に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 学生交流に関する協定等に基づき、受入れ大学等が受入れを許可する者
- (2) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における推薦時の前年度の成績評価係数が2.30以上であること。前年度の成績がない場合は、推薦時の前学期分の成績から算出するものとする。なお、成績評価係数で表すことができない場合は、第13項(1)の③様式3-2に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を明記すること。

[成績評価係数の算出方法例]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)する。

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{「評価ポイント3」の単位数} \times 3) + (\text{「評価ポイント2」の単位数} \times 2) + (\text{「評価ポイント1」の単位数} \times 1) + (\text{「評価ポイント0」の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

注意:履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数をすべて単位数に置き換えて算出すること。

- (3) 留学の目的及び計画が明確で、日本への留学による効果が期待できる者
- (4) 経済的理由により、自費のみでの留学が困難な者
- (5) 日本での留学期間終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者
- (6) 日本への留学にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得る者
- (7) 日本への留学にあたり、他団体等から留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金の支給月額合計額が8万円を超えない者
- (8) 過去に本制度を利用したことのない者、もしくは本制度を利用して留学したことがある場合、その留学期間終了後3年を経過した者

注意1:学部レベル(大学の学部、短期大学、高等専門学校第4年次以上(専攻科含む)の者の受入れにあたっては、一定のカリキュラムの履修により、単位が認定される者を推薦するよう努めること。

注意2:上記(7)の範囲内であっても、独立行政法人日本学生支援機構の私費外国人留学生学習奨励費、留学生交流支援制度(ショートステイ、ショートビジット)との併給はできない。

注意3:平成24年度国費外国人留学生制度との重複申請は認めない。

9. 奨学金支給割当申請

この制度に基づき、諸外国の学校等から短期留学生の受入れを計画し、本制度による支援を希望する受入れ大学等の長(以下「大学等の長」という。)は、次に掲げる申請書類等(1)～(4)により、独立行政法人日本学生支援機構理事長に申請するものとする。

ただし、諸外国の学校等との間において、学生交流に関する協定等に基づき留学生を受入れた実績がない(平成23年12月から平成24年3月までの間に受入れを予定する者を除く。)場合は、申請することができない。

- (1)平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)計画書(様式1)
- (2)平成24年度短期留学生受入れ実施計画書(様式1-1)
- (3)平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)交流大学等一覧(様式1-2)
- (4)平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)申請データ(様式1データ)

注意:「プログラム枠」に応募する場合、本第9項から第11項までに記載されている内容については、別紙「平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)〈プログラム枠〉の申請について」も併せて参照すること。

## 10. 申請書類等の提出期限

### 平成23年12月13日(火)必着

注意1:申請書類は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。また、封筒には朱書きにて「短期受入れ申請書類在中」と記入すること。

注意2:提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても、申請書類は受理しない。また、提出された申請書類は一切返却しない。

## 11. 申請書類の審査及び奨学金支給割当人数の通知

第9項の規定により大学等の長から提出された申請書類について、内容を審査の上、当該受入れ申請に係る年間の奨学金支給割当人数(以下「年間割当数」という。)を決定し、平成24年2月中旬を目処に当該大学等の長に通知する。

## 12. 期別割当人数の決定

前項の規定により、年間割当数について通知を受けた大学等の長は、この年間割当数を各大学等の受入れ計画に応じて留学開始時期別に3期に配分し、次に掲げる申請書類を独立行政法人日本学生支援機構理事長に提出すること。この申請書類に記した期別推薦数を平成24年度の期別割当数とし、期別割当数決定後の期の変更は年間を通して認められないので、十分注意すること。

- (1)申請書類等:平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)期別推薦数計画書(様式2)
- (2)提出期限:平成23年3月2日(金)必着 ※第I期の推薦締切日と同日

## 13. 候補者の推薦

各期の候補者推薦について、第8項に規定する資格及び条件を満たしている者を、次の(1)の①～⑤に掲げる申請書類により、各期の締切日までに推薦するものとする。

第I期(平成24年4月～平成24年7月留学開始者)

(1)申請書類等:

- ①平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)推薦書(第I期)(様式3)
- ②平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦書(第I期)(様式3-1)
- ③平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者在籍証明書(第I期)  
(様式3-2)
- ④平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦一覧(第I期)  
(様式3データ)

- ⑤平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦書類等(第Ⅰ期)  
提出前チェック表(様式4)

(2)提出期限:平成24年3月2日(金)必着

第Ⅱ期(平成24年8月～平成24年11月留学開始者)

(1)申請書類等:

- ①平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)推薦書(第Ⅱ期)(様式3)  
②平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦書(第Ⅱ期)(様式3-1)  
③平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者在籍証明書(第Ⅱ期)  
(様式3-2)  
④平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦一覧(第Ⅱ期)  
(様式3データ)  
⑤平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦書類等(第Ⅱ期)  
提出前チェック表(様式4)

(2)提出期限:平成24年5月18日(金)必着

第Ⅲ期(平成24年12月～平成25年3月留学開始者)

(1)申請書類等:

- ①平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)推薦書(第Ⅲ期)(様式3)  
②平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦書(第Ⅲ期)(様式3-1)  
③平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者在籍証明書(第Ⅲ期)  
(様式3-2)  
④平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦一覧(第Ⅲ期)  
(様式3データ)  
⑤平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)候補者推薦書類等(第Ⅲ期)  
提出前チェック表(様式4)

(2)提出期限:平成24年9月21日(金)必着

注意 :上記の各推薦締切日までに書類が提出されない場合は、当該推薦期の割当人数について、自動的に返還されたものとみなす。

#### 14. 採否の通知

第13項の規定により推薦のあった大学等の長に対して、次に掲げる期日を目途に候補者の採否を通知する。

- (1)第Ⅰ期(平成24年4月～平成24年7月留学開始者) : 平成24年3月下旬  
(2)第Ⅱ期(平成24年8月～平成24年11月留学開始者) : 平成24年6月中旬  
(3)第Ⅲ期(平成24年12月～平成25年3月留学開始者) : 平成24年10月中旬

#### 15. 奨学金等の支給方法

奨学金の支給は、別に定める方法により、受入れ大学等を通じて行う。  
また、必ず別に定める方法により毎月在籍確認を行った上で、奨学金の支給を行うこと。

## 16. 留学状況報告書の提出

受入れ大学等の長は、支給対象者の奨学金支給期間の終了前に、「学習成果に関するレポート」(様式任意)を必ず本人から自筆署名の上提出させ、同レポートの写し及び成績証明書の写しをとりまとめたうえで、奨学金支給期間終了後、原則として1か月以内に別に定める留学状況報告書を提出すること。

なお、この留学状況報告書が未提出の大学等に対しては、次年度の年間割当数を未提出の割合に応じて減じる場合があるので十分留意すること。

## 17. 実地検査

独立行政法人日本学生支援機構は、本制度の採択プログラムの適正な実施及び実施による成果等を確認するため、当該採択プログラム実施校において実地検査を行う場合がある。

## 18. 各種申請書類(様式)

独立行政法人日本学生支援機構のホームページからダウンロードして作成すること。

ホームページアドレス: [http://www.jasso.go.jp/scholarship/short\\_term.html](http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term.html)

注意 1: 申請書類は全てA4サイズに統一して作成すること。

注意 2: 申請書類は日本語又は英語による表記とし、その他の言語による場合は和訳文を添付すること。

注意 3: 申請書類は書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。また、封筒に朱書きにて「短期受入れ申請書類在中」と記入すること。

注意 4: エクセルファイルデータは、データ内の作成要領に従い作成し、必ず所定のパスワードを設定した上でメールすること。

注意 5: 申請書類は各期推薦締切日の1か月前から受け付ける。

注意 6: 提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても申請書類は受理しない。また、提出された申請書類は一切返却しない。

提出された個人情報、本制度実施のために利用されます。大学・在外公館・行政機関・公益法人等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

## 19. 申請書類等の提出先及び本件照会先

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部国際奨学課 短期留学(受入れ)担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL : 03-5520-6030

FAX : 03-5520-6031

E-mail: [efs@jasso.go.jp](mailto:efs@jasso.go.jp)

平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)  
〈プログラム枠〉の申請について

1. 趣旨

留学生交流支援制度(短期受入れ)〈プログラム枠〉は、我が国の大学等が実施する国際的に魅力ある短期留学生受入れプログラムにより受入れる留学生の一部を短期留学生として支援することにより、それらのプログラムが我が国の留学生受入れモデルの一つとなり、留学生交流の一層の拡充を図り、我が国と諸外国との相互理解と友好親善を増進するとともに、我が国の大学等の国際化・国際競争力強化に資することを目的とする。

2. 概要

(1) 募集の対象

募集の対象となるプログラムは、次の①及び②に掲げる要件を満たすものとする。

①我が国の大学等において実施する、国際的に魅力のある短期留学生受入れプログラムであり、当該プログラムにより受入れる留学生の一部を短期留学生として支援する必要性が明確であるもの。

②大学単位、学校単位、専攻単位(教員個人の取組は不可)又は我が国の複数の大学等で形成する連合体(以下「コンソーシアム」という。)単位のプログラムとする。なお、コンソーシアム単位の場合は、代表校が事務を統括するものとする。

(2) 申請件数

1つの大学等から複数の申請ができるものとする。  
ただし、1校あたり4件を上限とする。

(3) プログラムの形態

支援の対象となるプログラムは質の保証を伴った特色・個性のある優れたプログラムであり、我が国の留学生受入れモデルの一つとなるものとする。

(4) 奨学金支給割当人数

奨学金支給割当人数は、1プログラム当たり、原則として15名までとする。

3. 申請書類の提出

本制度による支援を希望する受入れ大学等の長(以下「大学等の長」という。なお、コンソーシアム単位の場合は、「大学等の長」は代表校の長を指す。)は、募集要項第9項に掲げる申請書類等(1)～(4)に加え、次に掲げる申請書類により独立行政法人日本学生支援機構理事長に申請するものとする。

(1) 申請書類:

- ①平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)〈プログラム枠〉申請書(様式1-3)
- ②平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)申請データ(様式1データ)
- ③プログラムの特色が分かる資料(規程・パンフレット・協定等の写し・コンソーシアム参加校リスト等) 1プログラムにつき1部

注意:③については、資料該当個所(コース定員、単位互換、コンソーシアム参加大学等名等プログラムの特色が分かる個所)には分かりやすくマーカー等で印をつけること。

(2) 提出部数:

- ①申請書類:申請するプログラム毎に正本1部、副本(コピー)14部
- ②申請データ:電子メールで送付のこと

(3) 提出期限:平成23年12月13日(火)必着

注意1:申請書類は全てA4サイズに統一して作成すること。

注意2:申請書類は別紙プログラム枠申請書記入要領に従って作成すること。

注意3:募集要項第9項に掲げる申請書類等(1)にもプログラム枠用の記入箇所があるため必ず記入のうえ提出すること。

注意4:申請されたプログラムの内容により、審査のため追加資料の提出を求められることがある。

注意5:申請書類は書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付すること。また、封筒に朱書きにて「短期受入れ申請書類在中」と記入すること。

注意6:エクセルファイルデータは、データ内の作成要領に従い作成し、必ず所定のパスワードを設定した上でメールにて提出すること。

注意7:提出期限を過ぎた場合、いかなる理由であっても、申請書類は受理しない。また、提出された申請書類は一切返却しない。

4. 申請プログラムの審査、採否及び奨学金支給割当人数の通知

前項の規定により提出された申請書類を審査の上、採否及び採択プログラムの年間の奨学金支給割当人数を決定する。結果は平成24年2月中旬を目処に当該大学等の長に通知する。

5. 実施報告書の提出

大学等の長は、当該プログラムにおいて短期留学生として採用された者の全員が留学期間を終了してから1か月以内に、別に定める〈プログラム枠〉実施報告書を独立行政法人日本学生支援機構理事長に提出すること。

以降の手続き等は、平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ)募集要項の第8項及び第12項から第18項による。